

別添

鳥取県立とっとり花回廊周辺水質調査業務仕様書

1 業務名 鳥取県立とっとり花回廊周辺水質調査業務（以下「本業務」という。）

2 業務場所

- ・鳥取県西伯郡南部町鶴田
- ・鳥取県西伯郡伯耆町小野
- ・鳥取県西伯郡伯耆町宇代

3 業務内容

（1）調査場所及び調査時期等

ア 調査場所

別表1のとおりとし、調査水系は、2水系（8か所）とする。
また、調査地点は別図に示すとおりとする。

イ 調査時期等

別図に示す各地点につき、次の頻度で調査する。

なお、採水日については発注者と受注者が協議の上、決定する。（1回目は8月中下旬、2回目は2月を予定しているが、1回目と2回目はおおむね6か月間隔となるように調整すること。）

（ア）生活環境保全に関する環境基準項目	2回
（イ）人の健康の保護に関する環境基準項目	2回
（ウ）水道法に基づく水質基準項目	2回

（2）調査内容等

本業務の調査項目（以下「調査項目」という。）は、別表2のとおりとする。

なお、測定において、調査内容の調査項目が重複する場合の測定は1回とする。

また、調査内容の分析に当たっては、「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境省告示第59号）及び「水道法に基づく水質基準に関する省令」（平成15年5月30日厚生労働省令第101号）を参照すること。

（3）取りまとめ及び考察

本業務の調査結果に基づき、発注者が受注者に別途貸与する過去の調査結果（以下「貸与品等」という。）を参考に、経年変化及びその要因について整理し、取りまとめ及び考察を行う。

なお、貸与品等の引渡しの際には、受注者は発注者に借用書を提出すること。

また、本業務の完了、本業務内容の変更又は本業務に係る契約の解除等によって不要となった場合は、速やかに貸与品等を発注者に返還すること。

4 業務期間 契約締結日から令和8年3月13日まで

5 成果物の提出

（1）成果物

ア 調査結果報告書	2部
イ 原稿及び原図	一式
ウ その他参考資料	一式
エ 完了報告書	1部

（2）提出期限 令和8年3月13日（金）

（3）提出場所 鳥取県農林水産部農業振興局生産振興課

6 守秘事項等

- (1) 受注者は、本業務における成果物（中間成果物を含む。）を、当該業務においてのみ使用することとし、これらを蓄積し、又は他の目的に使用してはならない。
- (2) 受注者は、本業務の履行に当たって、知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (3) 受注者は、本業務の履行に従事する者並びに 7 の規定により本業務を再委託する場合の再委託先及びそれらの使用人（以下「従事者等」という。）に対して、（1）及び（2）の規定を遵守させなければならない。
- (4) 発注者は、受注者が（1）から（3）までの規定に違反し、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、受注者に対し契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。
- (5) （1）から（4）までの規定は、本業務に係る業務期間の満了後又は契約解除後も同様とする。

7 再委託の禁止

- (1) 受注者は、発注者の承認を受けずに、再委託をしてはならない。
- (2) 調査項目の分析において、一部分分析結果の証明ができない調査項目があり、その分析の再委託を希望する場合は、発注者の承認を受けた上で、本業務に係る委託料の50パーセントを超えない範囲で行うことができる。この場合において、再委託する分析機関は、公共機関又はこれに準ずる機関とする。
- (3) 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、（1）の再委託の承認をしない。ただし、アにおいて特段の理由がある場合にはこの限りでない。
 - ア 再委託の契約金額が本業務に係る委託料の額の50パーセントを超える場合
 - イ 調査項目の分析において、一部分分析結果の証明ができない調査項目があり、その分析を再委託する場合で、その分析機関が公共機関又はこれに準ずる機関でない場合
- (4) 受注者は、（1）の承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先に本業務に係る契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して責任を負わせなければならない。

8 その他

- (1) 業務期間内において、発注者が資料の提出を求めたときには、速やかに応ずること。
- (2) 打合せは、着手前及び成果物提出時のほか、必要に応じて行う。
- (3) 受注者は、本業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項」（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。

なお、受注者は、従事者等に対して、特記事項を遵守させなければならない。
- (4) 発注者は、必要があると認めるときは、本業務の処理状況について調査し、受注者に対して報告を求めることができる。この場合において、受注者は、これに従わなければならない。
- (5) 受注者は、本業務を完了したときは、5 のとおり完了報告書を発注者に提出し、発注者の検査を受けること。
- (6) 受注者は、調査内容の分析にあたり、測定値に異常値が出た場合は、速やかに発注者に報告すること。
- (7) この仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。
- (8) この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議の上、定める。